

令和8年度
市産品奨励及び市内企業優先使用にかかる
要 請 書

令和8年7月8日



宜野湾商工会議所



2026 宜商工第174号
令和8年7月8日

宜野湾市長 佐喜眞 淳 殿

宜野湾商工会議所
会頭 長 堂 昌太郎



市産品奨励及び市内企業優先使用にかかる要請書

平素は、市内中小・小規模事業者の育成・支援につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

最近の県内景況は、個人消費、観光、設備投資や雇用情勢など、ほぼすべての面において拡大あるいは持ち直しの傾向を示していると言われております。

しかしながら、多くの企業が燃料価格の上昇、あるいは資材の値上がりや調達難などに直面しており、特に中小・小規模事業者にとりましては、まだまだ厳しい状況が続いております。

さて、宜野湾商工会議所では予てより、市産品の奨励及び市内企業優先使用運動を推進しているところであり、市内企業の育成強化と雇用拡大の促進を図り、本市経済の活性化に繋がるよう努めてまいりました。沖縄県が策定した「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、本年7月も業界、消費者及び行政等全県民が一体となって、『広めよう世界へ羽ばたく県産品』をスローガンとして、県産品の使用奨励の啓発と需要の拡大を喚起することと併せて、本県産業の振興と雇用の拡大に資することを目的として県産品の奨励事業が展開されております。

つきましては、商工会議所会員も生産技術及び品質向上を図り、懸命に努力をしておりますので、貴職におかれましても地元産品及び地元企業の優先使用について下記の通り特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

市内企業に優先受注することで、雇用の待遇改善、維持拡大など、地域経済の活性化につながります。市内事業者が長期的な成長を目指すためには、コスト上昇分を事業者間取引での取引価格に適切に反映するとともに、取引業者全体での付加価値向上に取り組んでいく事が重要となっており、「宜野湾市内企業優先発注等に係る実施方針」の策定は、喫緊の課題として、早急に対応して頂きたいと存じます。

宜野湾市並びに関係団体等において、市産品と市内企業（納税者でもある）を積極的に活用することは、地域内における経済循環率を高め、地場産業の振興・発展に大きく寄与

するため、市内事業者が受注しやすくなるよう配慮が必要であると考えております。

宜野湾商工会議所としても、引き続き宜野湾市並びに宜野湾市議会と連携をとり、最近の円安や物価高騰等による困難からの早期回復に係る経済対策を推進し、物価高を上回る賃上げの実現など組織として全精力を傾けて、事業者の経営改善、事業継続に取り組んでまいります。

つきましては、次の通り要請致しますので、特段のご高配を頂きますようお願いいたします。

1. 市内事業者への受注機会の増大を図る「宜野湾市内企業優先発注等に係る実施方針」の制定について

宜野湾市中小企業・小規模事業者・小企業振興基本条例第5条市の責務に基づき、市内企業者への受注機会の増大に務めて頂き、エネルギー価格を始めとする物価高騰の影響を受ける市内事業者の育成を図る事を目的に、地元企業優先発注等に係る実施方針を定め、関係法令等を遵守しつつ、市内企業への優先発注及び市製品の活用を推進するとともに市内受注率を公表して頂きたい。

PPP／PFI事業については、発注者である行政側は財政支出削減及び民間のノウハウ活用によるサービス水準の向上などがある反面、準備に時間がかかり手続きが煩雑でPFIにかなう事業が多いとは限りません。また、受注者側である民間事業者は、新たな投資機会や事業機会及び安定した収入が見込める反面、参入するための準備と経験・実績が必要になり、それらリスク負担等に対応できる企業が限定されますので、導入については地元企業との情報交換を実施して頂きたい。

※想定される分野ごとの発注対象範囲

No.	分 野	対 象 範 囲
1	公共工事関係	① 建設工事の請負 ② 建設工事に関する調査、測量及び設計業務の委託 ③ 施設の修繕 ④ PPP／PFI事業導入時に地元企業の参画推進
2	情報システム調達関係	① 情報システム関連機器の調達及び運用保守 ② 業務システム開発及び運用保守 ③ パッケージソフト等ソフトウェア導入及び運用保守 ⑤ その他関連サービスの調達
3	物品調達関係	① 物品の購入及び修繕 ② 公用車の購入及び修繕 ③ 印刷製本
4	その他分野	① 市が発注する公共工事関係、情報システム調達関係及び物品調達関係以外の調達に係る契約

2. 本市発注の公共工事等を受注した事業者に対し適正利益を確保する受注環境の整備及び下請契約(パートナーシップ構築宣言)について本市に本社を有する事業者との連携への配慮について

物価高騰並びに人件費高騰の影響を受けている市内企業の持続的な経営安定と地域経済の活性化のために、宜野湾市が発注する公共事業を受注した元請事業者に対し大企業と中小企業の共存共栄を図り、特に立場の弱い中小企業者が不利益を被ることなくパートナーシップ構築宣言(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を義務づけ、宜野湾市内に本社を有する事業者と連携するなど指導を徹底して頂きたい。

パートナーシップ構築宣言とは事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。

パートナーシップ構築宣言では、下記の(1)(2)を宣言します。

1. (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携

- 。 オープンイノベーション
- 。 IT 実装
- 。 グリーン化 等

2. (2) 中小受託事業者との望ましい取引慣行(「振興基準」)の遵守